平成２５年（フ）第７４１号
大阪府松原市天美南２丁目135番地の26
破産者　安大志津子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４３号
大阪府摂津市千里丘東５丁目14番６―402号グランドピア木内、前住所大阪府松原市天美西４丁目１番８号
破産者　上垣　真美
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
大阪府大阪狭山市今熊６丁目477番地
破産者　中嶋　拓雄
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６１号
大阪府富田林市昭和町２丁目２番９―409号、前住所大阪府富田林市寿町２丁目８番13号202
破産者　西村　秀子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６８号
堺市美原区菩提16番地１　マンション・ベータ103号、前住所堺市美原区阿弥19番地17
破産者　望月　　建
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
徳島県鳴門市大麻町板東字八幡38番地
破産者　納田　和仁
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９３号
北九州市戸畑区牧山新町７番32―502号
破産者　井岡　政文
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４９号
北九州市八幡西区小鷺田町４番５―404号、開始決定時の住所北九州市八幡西区割子川１丁目５番９号　B201号
破産者　炭火焼肉黒牛こと　伊藤　秀治
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９号
大分県日田市田島２丁目３番18号　第一クローバーハウス205号
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１６３号
埼玉県児玉郡上里町大字堤1209番地１　上里ハイツＢ―101号
破産者　山﨑　善弘
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３７号
埼玉県深谷市緑ケ丘２番２号　レジェン柴崎参番館202号
破産者　渋谷　章次
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３９号
埼玉県熊谷市肥塚893番地１
破産者　星野　雅彦
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３７３号
横浜市緑区東本郷６丁目27番２―405号
破産者　藤本　太朗
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９５号
神奈川県藤沢市遠藤865番地の５　ハイツヤマモト202
破産者　安田　　晃
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２号
岐阜県可児市土田2075番地１　ブラウニィヒル403、前住所岐阜県可児市鳩吹台３丁目87番地
破産者　古田　則之
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１０２号
神戸市西区水谷１丁目１番19号、前住所神戸市西区美賀多台８丁目２番地の17
破産者　安藤　義胤
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７号
徳島県三好市西祖谷山村榎24番地２　榎団地204号
破産者　行重　好文
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第３２号
大分県豊後高田市高田2931番地１　ライジング・サンⅠ101、申立時の住所大分県宇佐市大字上時枝363番地の６
破産者　後藤　正浩
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係